

議員数2人減の案が可決

鹿追町議会議員定数条例の改正を提案

12月定例議会の最終日

議員提案

されました。
この二つの案にそれぞれ
反対討論、賛成討論が行わ
れました。

12月16日に、鹿追町議会

議員の定数を定める条例の
一部を改正する二つの案が
議員から提案されました。
一つは議員を1人減らす
という案が提案者加納議員、
その案の賛成者は台蔵議員、
山岸議員、上嶋議員で、議
員の減は民意の反映ができ
ないとし、もう一つは、2
人減らすという案で、提案
者は吉田議員、賛成者は山
田議員、飯沼議員、安藤議員、
川染議員、埴測議員、葛原
議員が地方分権の時代、少
数精銳を目指すべきとし出

議員提案（議員発議）
議員が議長に議案を提出す
ること。議会議員が2人以上
の者の賛成者とともに連署し
提出する。（会議規則）

提案の理由

一、議員数1人減の理由

本町の人口規模、財政規
模及び現在の社会情勢を踏
まえ、議員定数の削減は必
要とする。

本議会では、開かれた議
会を目指した議会改革活性
化に取り組んでおり、その
根本では少数をもつて精銳
とし、精力的かつ果敢に議
会活動をなしていくことを
旨とする。

厳しい町財政を認識し現

行の議会の予算を上回らず

に、新たな取り組みを担つ

た議会及び委員会活動とし、

委員会構成人員を5名とし

二、議員数2人減の理由

議員定数	町の議会の議員定数は、人口 区分に応じて法律（地方自治法） で上限のみ定められています。 鹿追町の法律の上限数は、 18人
13人	改正前の条例で定めた定数は、 13人です。

議員定数は 13人から11人へ 2人減

反対する討論

議員を1人減らす案に



賛成する討論

議員を2人減らす案に



反対する討論

議員を2人減らす案に



賛成する討論

それぞれの討論が終了
し、採決が行われました。

1人減の案の賛成者
山岸宏・台蔵征一・加納
茂・上嶋和志・狩野正雄の
5名の各議員

2人減の案の賛成者

山田秀太郎・飯沼新吾・
安藤幹夫・川染洋・埴測賢
治・吉田稔・葛原昇の7名
の各議員

議員は住民意思の的確な把握
と、自己の不断の研鑽を
とどめることが重要、民意
の反映と議員数を相関的に
みる事が適切。

「住民会議」「討論の広場」
の実現を目指し、住民参加
を導入することで更なる定
数減でも多様な意見の集約
は可能で議会の機能低下に
結びつかないと考えます。

地方分権が進み、地方が
更に重要な役割を果たす時
代。住民参加型の議会を目
指すためにも、誰がこれか
らの時代を支えるのか町民
みんなで考えなければなら
ない。

今後、女性や若い世代の
人たちの積極的な参加を促
すためには、議員定数削減
は理解しつつも最小限にと
どめるべきと考えます。

厳しい町財政、住民の声
を鑑み、議会の定数削減は
避けられない。

しかし、際限のない定数
の削減は、議会活性化の取
り組みにもそのさまたげに
なる懸念があります。民意
を反映する議会の重要性は
これから増すものとし議員
定数は最小限の減にとどめ
るべきだと思います。

議会の常任委員会を2と
し、構成する委員をこれまで
の6名から5名とし、定
数2を減じる案であり、議
会の機能と役割は十分に果
たせる。

最小規模で最大の機能を
發揮させる事が住民のニー
ズに合致し、議会改革にお
ける広報広聴機能の強化の
方向付けは、議会活性化の
取り組みと合致すると判断
する。

この定数条例は平成22年
1月1日以降に期日が告示
される一般選挙から施行さ
れます。



須な状況にあると判断する。
しかし、議員が減少する
ことで町民の代弁者として
の機能の低下が憂慮され、
町民の声なき声を聞く努力
を果たすためにも、議員定
数の削減は最小限に止め、
現在より1名の減の12名と
することが望ましい。

た2常任委員会を基本に、
議長を含めた議員定数は11
人が妥当であると判断する。

議会改革を徹底議論！

議會改革・活性化等調查特別委員會、全員協

議会、議会運営委員会で徹底議論しています。

議会改革協議の流れ

〈平成 21 年〉

- 3月 19 日 議員勉強会の開催（議運）
- 3月 31 日 議会の秩序（全協）
- 4月 19 日 議員定数・報酬についての検討、まちづくり基本条例等（議運）
- 4月 30 日 議会改革・活性化、まちづくり（議会）基本条例等（全協）
- 5月 27 日 議員報酬について（全協）
- 6月 5 日 議員定数等特別委員会（仮称）の設置（議運）
- 6月 19 日 調査事項、期間等の決定（議会改革委）
- 6月 29 日 調査・審議工程について（議会改革委）
- 7月 16 日 議会の使命、職責、活動等（全協）
- 7月 16 日 議会活動等（議会改革委）
- 8月 10 日 まちづくり基本条例の議会関係規定等（議運）、議員の資質、能力向上について（全協）、常任委員会構成等（議会改革委）
- 8月 25 日 住民とのコミュニケーション作り等（議会改革委）
- 9月 2 日 コミュニケーションのシステム化等（議会改革委）
- 9月 3 日 政務調査費、反問権、特別委の常任委化（議運）
- 9月 18 日 議会基本条例（案）（議運）
- 9月 25 日 政務調査費、反問権、自由討議等（全協）、政務調査費、反問権等（議会改革委）
- 10月 5 日 議会基本条例（案）、第三者機関、一般会議等（議運）
- 10月 7 日 鹿追町議会基本条例（案）等（議会改革委）
- 10月 13 日 広報・広聴常任委員会、議会基本条例（案）（議運）
- 10月 19 日 理事者協議、議会改革について（議運）
- 10月 21 日 公聴会、傍聴、反問と反論、定数・報酬等（議運）
- 10月 23 日 町民意見交換会（議会改革について）、（議運）
- 10月 27 日 議会改革活性化全般（議運）
- 11月 4 日 議員定数と報酬等（議会改革委）、反問と反論、定数・報酬等（全協）
- 11月 19 日 議会改革に伴う運用規定等協議（議運）
- 11月 24～25日 議会改革事務調査、白老町・道議長会（議運）
- 11月 26 日 改革に伴う規定の改正、議会基本条例（議運）
- 11月 27 日 討議討論、定数、報酬、政務調査費等（議会改革委）
- 12月 1 日 第三者機関、政務調査費等（議運）
- 12月 2 日 議会活性化、理事者協議、意見交換の持ち方等（議運）

12月 3日 議会基本条例施行日等（議運）
12月 7日 理事者協議（議会改革委）
12月 9日 議員定数条例発議について（議運）
12月 11日 議会運営基準改正、定数条例改正等（全協）、議会改革活性化対策町
民意見交換会協議事項等（議運）
12月 15日 議会改革活性化対策町民意見交換会（議運）
12月 18日 議会改革現状認識（全協）、議会改革まとめ（議会改革委）、町民意見
交換会まとめ（議運）
※（議会改革委）=議会改革・活性化等調査特別委員会
※（全協）=全員協議会、全員協議会（勉強会）
※（議運）=議会運営委員会

議会基本条例の策定協議

議会運営委員会では議会の姿を明確にするため、鹿追町議会の最高規範となる「議会基本条例」の制定に向け協議を進めています。10月23日、12月15日に開催した「町民意見交換会」にお

いて、広聴機能の強化や政務調査費、「反問権」や「反論権」などについて意見交換を行いました。

自由な議論を促す「反問権」や「反論権」については積極的な導入をとの意見が多く、より議論の活性化した議会が望まれている事が再認識されました。

議員定数の推移 (第1期から第8期まで省略)			
第9期から	22人	昭和22年4月～	
第11期から	18人	昭和30年5月～	
第20期から	16人	平成3年5月～	
第24期から	13人	平成19年5月～	
第25期から	11人	平成23年5月(予定)	



12月15日 議会改革活性化対策町民意見交換会

「地方議会の改革・活性化」が必要という全国的な流れであります。地方分権が進展し、自治体が自己決定権の範囲を拡大するに伴い議決機関としての議会は責任を重く受け止め、相応に機能を充実すべきことは当然のことです。

かねてから、鹿追町議会では、分権に向けた議会の改革・活性化策を内部の議論に基づいて、さまざまに実践していますが、町民の皆さんからは「議会が見えない」という意見が今もつて多数です。その理由は「どうなれば議会が改革し活性化したと言えるのか」が不明確であり、この本質的な問い合わせについて意外なほど議論は不足していたように思えます。

この反省から、二元代表制における意思決定機関としての議会が見えないとい

鹿追町議会は、住民参加型の「開かれた議会、親しまれる分かり易い見える議会」が、今後のあるべき姿と定義づけ、この実現こそが議会の改革活性化であることを見出し、これを議員全員が確信し活動する自覚ができるいます。

具体的方策は、積極的に情報を公開し、町民との対話を重ね政策活動への町民参加を推進すること。議会活動は議員同士の自由闊達な討議を実践し合意形成を図る。執行機関との関係は持続的な緊張を保持すること。議員は自己研鑽と必要

先に実施した町民意見交換会においても、「議会の方から提示せよ」との声もあり、12月定例会の議案審議に先立ち、11月27日に議会改革・活性化等調査特別委員会において協議がなされ、記名投票により次の通り各

特別委では更に、委員会構成、議員報酬、議員の資質と能力向上、政務調査費等多角的にテーマを設け、町民の意見を聞きつつ協議しているところです。

分権に向けた議会づくり

全員協議会・議員勉強会

な資質の向上に心し、常に公正性と透明性を確保すること。また、議会活動を支える事務局体制の整備を積

議員の意思表明がなされた

補正予算

条例改正

可決された請願陳情

報告

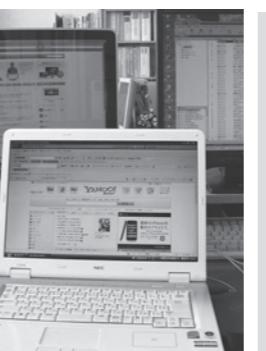
第10回臨時議会

一般会計 2億6千万円を追加

地域情報通信基盤整備事業に、9千2百82万円。

れにより上然別・美蔓・北瓜幕・幌内・上幌内の各地区で無線を利用したブロードバンドサービスが可能になります。

※ブロードバンド／高速大容量の情報伝送システム、それを用いた高速インターネット接続環境のこと。



公営住宅の管理条例を一部改正

公営住宅から暴力団を排除して、入居者と周辺住民の安全確保が目的です。

鹿追町民交通災害救済条例が廃止

町民交通傷害保険（一口4百80円）が保険会社の引き受けがなく、やむなく廃止です。

鹿追町民交通災害救済条例が廃止

町民交通傷害保険（一口4百80円）が保険会社の引き受けがなく、やむなく廃止です。

議会の常任委員会の名称と所管の変更

「総務常任委員会」を「総務文教常任委員会」に改め、「産業常任委員会」を「産業厚生常任委員会」に改めるものです。

又、従来総務常任委員会の所管であった「福祉課及び国民健康保険病院に関する事」を産業厚生常任委員会に所管を変更するものです。

(1)2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の二分の一復元等教育予算確保・拡充を求める請願

請願人／連合北海道鹿追地区（代表者 上田政志）

総務常任委員会に付託され審査を行い、採択されました。

(2)新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する請願

請願人／鹿追町農民団体連絡協議会（会長 上嶋誠一）

産業常任委員会に付託され審査を行い、採択されました。

(1)2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の二分の一復元等教育予算確保・拡充を求める請願

請願人／連合北海道鹿追地区（代表者 上田政志）

総務常任委員会に付託され審査を行い、採択されました。

長崎県鹿町町との姉妹提携関係が解消されます

鹿町町が佐世保市と合併することになり本町と締結は解消することになります。今後の交流事業は相互に事情や問題点を精査しながら対応をして参ります。

(10月27日)

巡回型健康教室バス購入等の2千7百70万円を追加補正しました。

第11回臨時議会



(11月27日)

暖房福祉灯油、鹿追町生き生き商品券発行事業補助金などとして8百70万円の追加、職員給与と期末手当の引き下げで1千3百3万円減額の条例と補正予算が可決。これにより一般会計の予算総額は55億9千8百46万円となりました。



2議員から一般質問

一般質問



A バイオマス利活用計画
Q 今後の見通しは

(質問)

国の事業仕分けで、農業関連予算の縮減が伝えられています。関連する事業への影響は。

鹿追町では22年度温熱試験の計画をしており、国と連絡をとりながら影響のな

(質問)

環境保全センター隣接地が整地造成されたが、この場所にどのような施設整備

を計画されているか。

22年度予算要求の事業仕分けで、農林水産省の関係では97項目で廃止、縮減、地方移管があります。関連する「地域バイオマス利活用交付金」では過去2年の事例・成果の検証と3分の1縮減の方向性がだされていきます。

鹿追町では22年度温熱試験の研究する施設、消化液の成



A 土地の利活用による移住促進を取扱い組みます

(質問)

町全体の活性化や各農村地域の活性化を考えます

(質問)

本町ではこの移住促進につきましては、農業委員会と連携し耕作不適地の調査、定住住宅建設促進事業、移住促進パートナーの町としての登録など取り組んでまいりました。

本町の土地を有効に利用

(質問)

以上的事から町内の農地等、土地の利活用についてお伺いします。

(質問)

本町ではこの移住促進につきましては、農業委員会と連携し耕作不適地の調査、定住住宅建設促進事業、移住促進パートナーの町としての登録など取り組んでまいりました。

本町の土地を有効に利用

(質問)

移住については、移住者が地域と一緒に行動をとつて頂けるか懸念されます。

農業委員会としては区画の整備をして農地として使っていたらしく事が一番良い事だと思っています。

(質問)

移住についても、移住者が地域と一緒に行動をとつて頂けるか懸念されます。

農業委員会としては区画の